

令和5年5月24日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察スクールサポーター運用要綱の改正について

茨城県警察スクールサポーターの運用については、茨城県警察スクールサポーター運用要綱（令和2年3月12日付け通達甲少第41号別添）により実施してきたところであるが、この度の組織改編に伴い、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、茨城県警察スクールサポーター運用要綱の改正について（令和2年3月12日付け通達甲少第41号）は、廃止する。

記

主な改正点

要綱中「生活安全部少年課長」を「生活安全部人身安全少年課長」に改めた。

別添

茨城県警察スクールサポーター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、会計年度任用職員要綱（令和5年3月20日付け通達甲警第16号別添）に定めるもののほか、茨城県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2 任務等

スクールサポーターは、学校及び地域における児童等（幼児、児童、生徒及び学生をいう。以下同じ。）の非行防止及び犯罪被害防止を図るため、学校、教育委員会、教育事務所等の学校関係機関（以下「学校等」という。）、自治体、自主防犯組織等と連携しながら、次に掲げる活動を行う。

1 非行防止及び立直り支援

(1) 非行防止に関する指導及び助言

学校等を訪問し、非行防止に関する情報を提供するとともに、非行事案、いじめ、校内暴力事案等に対する指導及び助言を行う。

(2) 街頭補導

非行、不良行為等の問題行為を行う少年、少年らのたまり場等の情報を把握し、当該情報に基づき街頭補導を行う。

(3) 有害環境の浄化

コンビニエンスストア、ゲームセンター等少年のたまり場となりやすい店舗等に対する管理者対策を行う。また、少年の有害図書の閲覧防止、違法広告物の撤去等少年に有害な環境の浄化活動に協力する。

2 学校等における児童等の安全確保対策

(1) 学校等の施設、不審者への対応要領等に対する点検及び助言

不審者の侵入防止に配慮した学校施設、不審者侵入時の対応要領等に対する点検及び助言を行う。

(2) 学校等周辺のパトロール

学校等の内外、通学路、公園等における自主防犯組織等との合同パトロールを行う。

(3) 地域安全マップの作成支援

警察で保有する犯罪、事故等が発生する可能性が高い要注意場所に関する情報を提供し、通学路、公園等の地域安全マップの作成を支援する。

3 非行・犯罪被害防止教育の指導等

(1) 非行・犯罪被害防止教室等の指導及び支援

学校等において行う非行・犯罪被害防止教室及び薬物乱用防止教室の指導及び支援を行う。

(2) 不審者侵入訓練の指導及び助言

学校への不審者侵入時における防犯訓練の指導及び助言を行う。

4 地域安全情報等に関する情報の把握及び提供

(1) 地域安全情報の把握

学校等周辺における児童等を対象とした犯罪、不審者等に関する情報を把握する。

(2) 地域安全情報の提供

(1)により把握した児童等を対象とした犯罪、不審者等に関する情報について、学校等の長、児童等緊急避難場所の管理者等及び地域住民への提供を行う。

(3) 非行等に関する情報の把握及び提供

非行、不良行為等の問題行動を行う少年、少年らのたまり場等に関する情報を把握し、学校警察連絡協議会、自主防犯組織等への情報提供を行う。

5 その他

その他児童等の安全確保、非行防止等に関し必要な事項について推進する。

第3 指揮監督

警察署長（以下「署長」という。）は、スクールサポーターに対しその業務を適正に推進するために必要な指揮監督を行う。

第4 スクールサポーターの派遣要請

1 署長は、他の警察署に配置されたスクールサポーターの派遣の必要を認めるときは、スクールサポーター派遣要請書（別記様式第1号）により、生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）にスクールサポーターの派遣の要請（以下「派遣要請」という。）を行うことができる。

2 1により派遣要請を受けた本部長は、派遣の要否、人員、期間等を決定し、派

遣要請を行った署長及びスクールサポーターの派遣を命ずる署長にスクールサポーター派遣通知書（別記様式第2号）を送付する。

- 3 派遣されるスクールサポーターは、派遣期間中、派遣要請を行った署長の指揮監督を受ける。

第5 研修

人身安全少年課長及び署長は、スクールサポーターに対し必要に応じて指導教養及び研修を行う。

第6 警察職員等との連携

スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、警察職員及び他のスクールサポーターと緊密な連携を保つこと。

第7 受傷事故防止に関する措置

署長は、スクールサポーターをパトロール活動及び街頭補導に従事させる場合で、スクールサポーターが危害を受けるおそれがあるときは、活動する場所、時間、活動内容等を勘案し、警察職員を同行させるなど受傷事故を防止するための必要な措置を講ずる。

第8 スクールサポーター証

- 1 スクールサポーターに、スクールサポーター証（別記様式第3号）を交付する。
- 2 スクールサポーター証の取扱いについては、茨城県警察職員証の取扱いに関する訓令（昭和30年茨城県警察本部訓令第8号）第4条から第6条まで、第8条、第9条（第3号を除く。）及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「スクールサポーター」と、「職員証」とあるのは「スクールサポーター証」と、「所属（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第1号に規定する所属をいう。以下この条において同じ。）の長（以下「所属長」という。）」とあるのは「署長」と、「所属の」とあるのは「自署の」と、「茨城県警察職員証返納書」とあるのは「茨城県警察スクールサポーター証返納書」と、「警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）」とあるのは「人身安全少年課長」と、「所属長」とあるのは「署長」と、「茨城県警察職員証遺失等報告書」とあるのは「茨城県警察スクールサポーター証遺失等報告書」と、「装備施設課長」とあるのは「人身安全少年課長」と、「茨城県警察職員証再交付申請書」とあるのは「茨城県警察スクール

サポーター証再交付申請書」とそれぞれ読み替えることとする。

第9 報告

- 1 署長は、スクールサポーターの月ごとの勤務計画について、スクールサポーター勤務計画書（別記様式第4号）により、前月の20日までに人身安全少年課長を經由して本部長に報告する。
- 2 スクールサポーターは、勤務日の活動内容について、スクールサポーター活動日誌（別記様式第5号）に記載して所属する署長に報告する。
- 3 署長は、スクールサポーターの活動状況について、月ごとにスクールサポーター活動結果報告書（別記様式第6号）により、翌月の10日までに人身安全少年課長を經由して本部長に報告する。
- 4 署長は、スクールサポーターの活動に関する反響、紛議、事故の発生、効果的な活動事例等を認知したときは、速やかにその内容を人身安全少年課長を經由して本部長に報告する。
- 5 署長は、スクールサポーターが配置されたときは、速やかにスクールサポーターカード（別記様式第7号）を作成し、人身安全少年課長を經由して本部長に報告する。

発 第 号
年 月 日

茨城県警察本部長 殿

警察署長

スクールサポーター派遣要請書

スクールサポーターの派遣を次のとおり要請します。

事案の概要	
人 数	
期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの間
理 由	

発 第 号
年 月 日

警察署長 殿

茨城県警察本部長

スクールサポーター派遣通知書

スクールサポーターの派遣を次のとおり決定したので、通知する。

派遣期間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの間
派遣元警察署	
派遣先警察署	
スクールサポーターの氏名	
理 由	

(表)

No.		スクールサポーター証	
写真	氏名		
	(年 月 日生)		
年 月 日	茨城県警察本部長		印

5.5cm

8.5cm

備考 縁の色は黄緑色とする。
写真の大きさは2.4cm×3.0cmとする。

(裏)

茨城県警察スクールサポーター運用要綱 (抜粋)

第8条 スクールサポーター証

2 スクールサポーター証の取扱いについては、茨城県警察職員証の取扱いに関する訓令(昭和30年茨城県警察本部訓令第8号)第4条から第6条まで、第8条、第9条(第3号を除く。)及び第10条の規定を準用する。

【茨城県警察職員証の取扱いに関する訓令(読替え後)】

第4条(携帯) スクールサポーターは、職務上必要がある場合にスクールサポーター証を携帯し、当該スクールサポーター証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第5条(事故防止) スクールサポーター証は、不正に行行使し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

2 スクールサポーターは、自己に交付されたスクールサポーター証の遺失、盗難等(以下「遺失等」という。)の事故の防止に万全を期さなければならない。

第6条(返納) 署長は、自署のスクールサポーターが離職したときは、速やかにスクールサポーター証を返納させ、茨城県警察スクールサポーター証返納書により、人身安全少年課長を経由して本部長に送付しなければならない。

第8条(遺失等の報告) スクールサポーターは、スクールサポーター証の遺失等の事故があったときは、その旨を直ちに署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、茨城県警察スクールサポーター証遺失等報告書により、人身安全少年課長を経由して本部長に報告しなければならない。

第9条(再交付) スクールサポーター証の再交付は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) スクールサポーター証の遺失等の事故があったとき。

(2) スクールサポーター証が著しく老朽化し、又は著しく汚損したとき。

(3) 昇任又は降任したとき。

(4) 改姓又は改名により、スクールサポーター証の記載事項に変更を生じたとき。

第10条(再交付申請) 署長は、前条の規定によりスクールサポーター証の再交付を受けようとするときは、茨城県警察スクールサポーター証再交付申請書に申請前6月以内に撮影した写真(カラー)1枚を添えて、人身安全少年課長を経由して本部長に申請しなければならない。

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

警察署長

スクールサポーター勤務計画書 (年 月分)

所属	警察署		氏名		
	日	曜日		勤務内容	曜日
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16					

スクールサポーター活動日誌

署長		副署長		刑事官		課長		課員						
年		月		日 ()		指示事項								
所属		警察署												
氏名				勤務時間		自 時 分		至 時 分						
勤務状況	活動内容	10:00		12:00		13:00		17:00						
	計画													
	結果													
活動概要・特異事項等														
活動結果	小学校校	安全点検	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回		
	中学校校	安全マップ作成支援	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回		
	高等学校校	非行防止教室	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回		
	その他の学校	薬物乱用防止教室	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回		
	教育委員会	防犯教室(講話等)	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回		
	自治体等	不審者対応訓練	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回		
	その他の(学警連等を含む)	管理者等への指導要請	回	うち	コンビニエンスストア	回	ゲームセンター	回	携帯ショップ	回	カラオケボックス	回	その他	回
		有害環境浄化	回	うち	有害図書閲覧防止	回	違法広告物の撤去	回	キャンペーン等協力	回			その他	回
		警察官	人	把握	交通事故注意箇所	か所	街頭補導	駅周辺	か所	不良行為	種別	喫煙	人	
		学校関係者	人	把握	犯罪注意箇所	か所	街頭補導	公園等	か所	不良行為	種別	飲酒	人	
	自治体	人	把握	危険箇所	か所	街頭補導	コンビニ等	か所	不良行為	種別	薬物乱用	人		
	少年警察ボランティア	人	把握	有害環境箇所	か所	街頭補導	ゲームセンター	か所	不良行為	種別	不健全娯楽	人		
	防犯ボランティア	人	把握	少年のたまり場	か所	街頭補導	カラオケボックス	か所	不良行為	種別	怠学	人		
	その他(保護者等)	人	把握	その他	か所	街頭補導	その他	か所	不良行為	種別	その他	人		
	不審者情報等の把握	件	引継	生活安全課(係)	件	引継	法令違反	件	その他		(児童虐待等における支援等に に従事した場合など)			
	措置(情報提供、警戒等)	回	先	地域課	件	引継	粗暴行為	件						
	他署派遣	回	先	刑事課	件	引継	暴走行為	件						
				交通課	件	引継	犯罪関連情報	件						
				警備課	件	引継	環境改善要望	件						
				その他	件	引継	その他	件						
指導事項														
職氏名														
印														

茨城県警察本部長 殿

警察署長

スクールサポーター活動結果報告書 (月分)

		所属	警察署									
		氏名										
活動結果	小学校校	安全点検	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回
		安全マップ作成支援	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回
		非行防止教室	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回
		薬物乱用防止教室	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回
		防犯教室(講話等)	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回
		不審者対応訓練	回	うち	小学	回	中学	回	高校	回	その他	回
		管理者等への指導要請	回	うち	コンビニエンスストア	回	ゲームセンター	回	その他	回		
		携帯ショップ	回	カラオケボックス	回	その他	回					
		有害図書閲覧防止	回	違法広告物の撤去	回	その他	回					
		浄化活動	回	うち	有害図書閲覧防止	回	違法広告物の撤去	回	その他	回		
取扱件数等	警察官 学校関係者 自治体 少年警察ボランティア 防犯ボランティア その他(保護者等)	把握事項	交通事故注意箇所	か所	街頭補導	駅周辺	か所	不良行為種別	喫煙	人		
			犯罪注意箇所	か所		公園等	か所		飲酒	人		
			危険箇所	か所		コンビニ等	か所		薬物乱用	人		
			有害環境箇所	か所		ゲームセンター	か所		不健全娯楽	人		
			少年のたまり場	か所		カラオケボックス	か所		怠学	人		
			その他	か所		その他	か所		その他	人		
			その他	か所		その他	か所		その他	人		
			その他	か所		その他	か所		その他	人		
			その他	か所		その他	か所		その他	人		
			その他	か所		その他	か所		その他	人		
主な(特異)取扱事案等	不審者情報の把握 措置(情報提供、警戒等)	引継先	生活安全課(係)	件	引継事案	法令違反	件	その他	(児童虐待等における支援等に に従事した場合など)			
			地域課	件		粗暴行為	件					
			刑事課	件		暴走行為	件					
備考	他署派遣	回	交通安全課	件	回	犯罪関連情報	件	回	回			
			警備課	件		環境改善要望	件					
			その他	件		その他	件					

スクールサポーターカード

年 月 日作成

所属名 (課・係)	()	氏名		写真 縦3.4cm 横2.8cm			
本籍		生年月日					
住所							
職歴	退職時勤務状況 (警察官退職者のみ記載)						
	所属	階級	勤務期間				
			年 月 ~ 年 月				
	勤務経歴						
	勤務部門	勤務年数	勤務時の階級 (巡査・巡査部長・警部補等)				
	警務	年					
	生活安全	年					
	地域	年					
	刑事	年					
	交通	年					
	警備	年					
	合計	年					
	その他の勤務経歴						
		年		年			
		年		年			
	年		年				
	年		年				
通勤手段	バス・電車・自家用車・徒歩・その他 ()						
車両	車種		ナンバー				
	保険	加入・未加入	自動車運転免許	大型・普通・自二			
住居	自宅・借家・その他 ()						
持家	有・無	所在地					
趣味							
特技							
同居の家族							
氏名	続柄	生年月日	職業	氏名	続柄	生年月日	職業
健康状態							

記 事 欄